花物語目錄 并系圖

栄花物語目録

上自寛平宇多下至寛治堀河二百年事赤染衛門記之

一式物語多くは御堂開白道長公の栄花をとゝのへ
かゝれたる歟の事其河とゝのゝ名付給ひ
歟の門おれに栄花むのことをひきあつめ
そもそれ云の事あれ帝も地かくれ
と風もうしなひて桜となるさも○も
くつてゝさつてせもとをとめくるめ
うとせもそれうくゝ水よせもしめ青き
道せもとをくれて白ひしめむとなりぬる
さうあ

第一　月宴

一康保三年八月十五夜清涼殿にて月宴させ給ふ

第二　花山殿の中納言

一寛和二年六月廿二日の夜帝花山へ登りおはしまして出家を

させ給ふ中納言義懐（チカ）卿も来て、おなじく出家

第三　侍りし代悦ひ

一ひさしく代住ませ給ひてれ悦ひも侍りけり

第四　大きさの發

一粟田殿（道兼公）うせ給ひてのちは

發なりて又も逢ひまゐらせぬなをいさも侍りし

とりみだれさせ給ひしまゝあはれなる

發見たまふと歌よみてつかはしける

第五　相如（スケユキ）

一中納言（隆家公）殿出ときくへおもひ〔illegible〕ける方より

淵にやとうれ

あさましき御すまひとあやしくなる世をは

うくおぼされて（伊周公）

うらみおもふも侍り代明石も須磨もその渡く

第六

一長保元年十一月朔日閑白（九重）殿の姫君十二にて入内して

かくやと發臺

后（上東門院）つかはしけるなり

第七

一長保二年十二月十六日皇后（定子）宮うせ給ひけるを鳥辺野へをさめ奉る

とりべの暁

第八

一はかなきもの思ひ問ましき遊

初むし

第九

一寛弘八年六月廿二日一條院崩御ありて、かなしみにあはせ給ふ

石蔭

第十

一長和元年の冬大嘗會にて思ひの事

月落ちて

奈良村秋

ゆふしてのかはかきたえつるかけくるあつかりのなかはかは

第十一　はなしにも

一長和二年七月六日中宮(妍子)の御前にて三条院の御子(陽明門院)生れさせ給ふ
東宮(後一条)のうまれさせ給ひしを聞(御堂)御子の御初しよくにすて宗も
の初もと宮にまいるに小式部とかいふ人ともと宮まいりて
あるはつさまくしつゝもなきこえんりとめてくましし
初もの奉る後一条院生れさせ給ふ時は[illegible]あらはまくなき申にあひとあり

第十二　玉うちすてし菊

一長和の年玄賓宮に右大将打菊と[illegible]宗　義忠
猶え庭松しら[illegible]手に[illegible]玉のもて菊

第十三

一三位中将(道雅　伊周之)おかみよかすひてほかにうつるを[illegible]　ゆふして(當子)
御禁によめる[illegible]くもてても[illegible]

第十四　あるなり

一寛仁二年三月侍従(行成卿)中納言の姫君十二才(?)中将の君(兼経)[illegible]も
よ小京の[illegible]日[illegible]たくよ桜の[illegible]
あさ[illegible]

第十五　疑

一年比之集[illegible]すしさとれりとよ[illegible]
[illegible]さそのゆへは[illegible](御堂)[illegible]のあひ
たいま[illegible]つ[illegible]

第十六

一寛仁三年四月堀川の女御(延子)[illegible](顕光公)
西方をめをきの[illegible]
とをよ[illegible]小一条院(小宗)[illegible]
てまくきを[illegible]のをりめ[illegible]の宗やと[illegible]

第十七　[illegible]

一(御堂[illegible])[illegible]所のみな[illegible]も[illegible]法の

戸より出入人聖元姫衆秋深するに付さこ迄
出入
第十八
一御堂（法勝寺）のつくりさと人のつくれる様
かもくへうはとくこと遅きはうこと所に尾張
是をしめくみるる出来ともあくさまあるを経
第十九
一法あこ年四月朔日一条大納言（陽明門院）さとを出て
出家
第廿
一治安三年十月十日為人（倫子）まれ賀茂
ほ梅大将
第廿一
一万寿元年正月四日大将為人（教通公）（後妻）産之ひるるを小ちの
伊勢の斎王よりうしかく柳とくめとりの俗ひは色
とりしいふをおまくらもたてはくやーさ大将もすを
為人舞
第廿二

一万寿元年六月第六御堂仏殿の四階の左右
せとりつくりまるるをまいりあるを内こ
孔雀のめをいるるとみたこと
第廿三
一万安元年九月十九日（教通公）初めて（入道殿）陽院に行幸
第廿四
一万安二年正月右馬寮憲定のしまの海（教通公）御所男（通房）
を（入道殿）道長に取いみ
年をとりて治すをうの
第廿五
（長家）
一尚侍（嬉子）の（長生殿院）宮より宮へ
（長生殿院）
第廿六
（長生殿院）
宮より宮へ
（長生殿院）
万寿二年八月二日男
（長生殿院）
宮へ
（長生殿院）
万寿元年六月十日法興院
（長生殿院）
宮へ
（長生殿院）
合

第九十七　衣の珠

一万寿三年正月十九日大宮(上東門院)御ぐしおろさせ給ひて女院と申
させ給ふ宣旨を中宮(妍子)の大夫よりまゐらせ給ふとて
かへらん衣の色を思ひやる涙やうらの玉とかゝらん
女院の御返し
まことの衣の裏にかけゝる玉ぞとは今ぞ心に思ひしりぬる

第九十八　わの水

一(万寿四)年のくれよりも中宮(章子)悩ませ給ふに、こりの宮(?)とて
うかりける世の水にしていつかは隔ての身とならん

第九十九　玉のかざり

一(同年)枇杷殿(妍子)うせさせ給ふとて仏は[illegible]をも給はせ給ふれは、かざりよく
侍ると法のよりくゝの玉とめしよはらし、まよひぬる
らすとくく和泉式部さま
いとなしみ涙の露をそへてさへ玉のかざりとや思ふらむ

第百　鶴の林

一万寿四年十二月四日入道殿(御堂)うせさせ給ひてより一夜まで忘れず
内侍といふ人
燈もし雲隠れゆくよりよの鶴の林の中の心地こそすれ

第百一

一まことや殿上の人ども御かへり(?)斎院(選子)より
[illegible]殿上の人見
[illegible]

第百二

一長元八年五月三日の夜(?)[illegible]殿(?)の歌合をさせ給ふ
歌合

第百三

一女院(上東門)は御装束させ給ひて[illegible]後一条院の御時に
て女院の御方の女房よ[illegible]せさせまゐらせ給ふ女房
かくて[illegible]涙の露衣を[illegible]も[illegible]

第百四
　出羽弁(?)
　上東門院内侍

一[illegible]泉院[illegible]

[illegible]

第九七

一寛徳元年四月[illegible]

[illegible]

第九六　[illegible]

一永承六年[illegible]月内[illegible]根合[illegible]

[illegible]

第九七

一康平元年二月九日[illegible]

[illegible]

第九八

[illegible]

一延久四年二月[illegible]院[illegible]

[illegible]

第九九

一[illegible]

第百

一寛治二年四月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

栄花物語系圖　自帝王至源氏

人王五十九代　諱定省　号亭子院　寛平法皇

○宇多天皇

月喜の条に見ゆ

六十代　諱敦仁　号延喜門院　法皇三人　月喜の条に見ゆ

醍醐天皇

母皇后右衛門督子内大臣の女公女

斉世親王

月喜の条に見ゆ

庶明

村上の女五官威子の母

第一　号西宮左大臣

高明親王　子孫興隆有

月喜の条に村上の代に見ゆ

文徳実録に見ゆ同天元元年同じく左大将同じく右大臣同じく冷泉院の代に関係

康保年十二月十五日右大臣従二位

同じく安和二年三月十六日太宰

計子　月喜の条に見ゆ

一品式部卿　号六條式

敦実親王　子孫興隆有

母醍醐の女

師房

母皇后宮穆子昭宣公女

保明親王　文徳実録に見ゆ

定平親王

代明親王

行明親王

女　主通公の小方姫子母

保光

月喜の条に見ゆ

六十八　諱寛明　後十六子

朱雀院

母穩子　上の代まと月あの
きさき
天慶六年八月十六日崩三十歳

君子内親王

月あの代きさき内親王
同き冷泉院坊の代時素ゆく
東宮の女御とも〻る同き康保
四年十月十日代卯位同き后
むしの年天延元年七月一日皇
太后ゐやく後つくの年長徳元
年十二月朝日ま崩

八日卒

女　義孝の宮の母月あの代きさ
き

重光

月あの代きさきたを中将の
きさき源中納言の御こ
殺仕大納言と申極

則理

初しの年ゆきとゆくの年也
尾張ゆ代の月あの代きさ位る

女　伊周公の宮の御月あの代きさき

系一

女　月かせの年ゆくこ系院の后
城子ま殺ゆ一ま由

也理

振合の年ゆき殺仕大納言のむ母て
俗おのこと申由

女　振合の年ゆく小一条院ま
ま久ゆの母

女　振合の年ゆく後冷泉院寧子
代乳母

莊子　月あの代きさき村上の女代系

女　宗院朝光の玄孫子母
母御物公女童子

徽子　月あの代きさき兼忠
女代村上の女御又知子母

有明親王

女

公季公の北方実母

女

五通公氏の方朝光の母

六十二代　諱成明　治世二十一年

村上天皇

母藤原師尹の中一月高の
女安子の腹同冬天皇
九年四月十二日卯位同冬
康保四年五月九日崩四十二歳

為氏

盛明親王

為氏

兼明親王　中務卿

高倉三位　具平親王の母

惠子

伊周公の北方道雅の母
月高氏の女

嚴子

敦光の北方公任の母

具平親王

母民部卿九方女月高の男
治世同冬長和三年二月薨

昭登

母中務卿りょう氏女

為氏

母藤原師尹の女
北山の女見元二年病より
てりょうのおく親王より
号赤中書王　北屋社　紙去

女四人

康子

師尹公兼通公兼家の母

六十三代　諱憲平　第二の皇子

冷泉院

母中宮安子師尹公女月高
の女天暦四年六月九日誕生
同冬七月九三日立太子同冬
康保四年十月十一日卯位十八歳
同冬安和二年八月十二日譲位

由初じの女おくの冷泉院のおなり
なりの女月の女おくの弾弼
宮

清仁

母中務女平子初じの女おく
冷泉院のいりやまなりの

女一宮

母中務

女二宮

母同初じの女おくの中務の腹
うえ女帝やうしいまな
ほをうえ女よしたこと

四かまの子孫寛弘八年
十月廿四日薨 四歳六十二

治世三年

六十九代 諱師貞 海二年

花山院

母懐子伊尹公女月蔭寛和元年十月六日誕生同寛和
二年八月十二日立太子歳二
七日の宣旨永祝二年八月廿七日
四帝位十七歳同寛和二年
六月廿二日の秋禁中にて
花山より御ぐしをおろし
十九歳初めの寛弘五年二月

女三宮

母中務卿

女四宮

母右京大夫

女宮共に山院の内侍言の御
方御婦うやうなれども女二
の宮おのくいつれもいとこの
中ようにて御ぐしおろし初めの
御年三十五

小一條院

諱敦明

子孫奥に有

母宮后城子海時公女月蔭
寛和元年誕生初めの皇子
治承二年東宮廿三歳

敦平親王

母同初めの皇子にて中務卿

女

[illegible]

祇子

北通の小方帥実公の母
[illegible]

敬子

斎宮

八月崩 四歳四十

第二十六代

六十七代 諱居貞 治世五

三條院

母超子兼家公女花山の皇后
二年三月より譲位同寛和元
七月十六日立太子十歳
の寛弘八年十月十四日
位六歳
四月九日譲位ゆえ
仁之の月九日崩 四歳四十二

第二十七代

為尊

母右京大夫寛弘五年譲位
[illegible]

[illegible]

第四皇

敦道親王

母同[illegible]

初[illegible]

女一宮

宗子　月[illegible]

母[illegible]院[illegible]

女二皇　圓融院の女御

尊子内親王

母同[illegible]

[illegible]

第五皇

致平親王

母在[illegible]

[illegible]

成信

母[illegible]信[illegible]

[illegible]

永圓

母[illegible]

敦儀親王

母同[illegible]

[illegible]

師明親王

母同[illegible]

[illegible]

當子

母同[illegible]

[illegible]

女三皇

禮子　教通公の北方

母同永[illegible]

女三皇

母[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三井寺の僧都 衣の宮房
ときよく三井寺に入道中ね
乃亮同じく三位僧都と宮
藤原林の中に三位中将入とる

一品式部卿 第四の子

為平親王

母安子 月 兼家
元服

第五の子

六十四代

圓融院

諱守平 在世十五年

母同 月 安和二年
二月二日誕生 同年 康保四

年九月朔日立太子 九歳
同年安和二年九月十二日即位
位十一歳 同年 永觀二年
八月廿七日讓位 寛和元年
永祚元年 入道
圓融院にて 同年 正暦二
年二月十二日崩

六十六代

一條院

諱懷仁 在世二十五年

母東三條院 兼家公女 同
天元三年六月朔日誕生
同年 永觀二年八月廿七日
寛和

允 立后
陽明門院

頼定

母 女
中将 同
同年
同年

女

母同

女

母同
院の

憲定

母 定
同

女

母有 女
院の

女

母
通 通房

二年六月廿二日御即位七歳
御としの君正暦元年九月日
御元服いちはけの君寛弘八年
六月十三日御譲位同十九日
御ぐしおろしまく同廿二日崩
御とし卅二

敦康親王
母皇后定子道隆公女なりく
の君に長保元年十一月誕生初め
の君すまく上東門院の御子より
なりけるに同君すまく帥に成給ふ
式部卿の君すまそ説明にわき
又とりの君に寛仁二年十二月薨

女
母同
一品の宮ともしは一品院の女に
又あそね宮よりてまそ宮に
かしいまくは少方ゆる給

恭子
母同
御としおりそまくて舟ゑとぞ
中の宮

女
母同
具平親王の北方初めの
君まて逝

嫄子
後朱雀院后
母具平親王女中のむすめの君にて
敦通公の北方やしなひ給ひてけるは

うせさせ給ふ七歳

後一條院
六十八代　諱敦成　在位二十年
母上東門院道長公女初めの君
寛弘五年九月十一日誕生長保
の君すまく同八年六月十三日立
太子四歳　また殿の村の君にせなりて長和
五年二月七日御即位九歳　御として
の君寛仁二年正月三日御元服
うち八御の君長元九年四月
十七日崩　御とし廿九

後朱雀院
六十九代　諱敦良　在位九年

御の君まそて女院代少なの君で御
名所の君也暦元年三月立后
同君同九月藤子をうちとまく
のち九日前々うせ給

章子
後冷泉院后
母中宮威子道長公女宮にまそ
長元元年十二月九日あき御
一品の宮と申す逝九歳　名所の君也
長暦二年十二月十三日後冷泉院
東宮の御元服同女の君永承二
年七月立后後の後冷泉の君太宮
御門の君大宮太后又同年女院
二条院と申ける

母同　初むの宮寛弘六年十一月
廿五日誕生ゆかりその宮寛仁
元年八月九日東宮にたつ九歳
よりも御のち長元九年七月十
日御即位廿八歳　御在位の宮寛徳
二年正月十六日御譲位同十八日崩御歳卅七

准三后
禎子
母定子うへしく式部卿宮治二年
十二月廿四日誕生初むのみやせ
一条院の梅の宮すく尼よ
なし給同年まつ一切経をよみ
さまかよし大延寺合の宮なと
一条院とも申

後三条院后
馨子
母同　後上の宮すく斎院に定り
おくれちう凶さ布ふ人合の宮せ
二条さう八御のちおくよりき
給根合の宮後三条院東宮のみの
時后給杉の三つ之の宮すて中宮
立后后よ給か中宮御納言
皇后宮とも申給

聡子内親王
母白河院よ杉中し杉の三つ之の宮
まく一条院同宮後三条院崩御
同日尼よなりし給

女二宮
媄子
母同
より一条の宮大保二年
十二月廿五日誕生初むの
宮寛弘九年よりし給九歳

七十代
後冷泉院　諱親仁　治世二十三年
母嬉子道長公女

万寿二年八月三日誕生元服
の宮太后まて寛徳二年正月十六日御即位廿一歳
寛徳元年正月御譲位御禅
長暦元年八月十日御元服十三歳
後給て東宮にたつ　十三歳
治暦四年四月十九日崩御寛徳二年四月

七十一代
後三條院　諱尊仁　治世五年
御即位　四十一

俊子
母同　杉の三つ之式部卿宮まて斎宮

佳子
母同　杉の三つ之の宮斎院おり給

篤子
母同　杉の三つ之式部卿宮斎院に定り給

若宮
母中宮馨子後の後誕生同年
うせ給

女宮
母同　後の後式部卿宮すくうせ給

実仁親王
母基子基平女杉の三つ之成寿
まく誕生同宮延久四年十月
第二の宮

世陽明門院仮名の母宣法
二年正月十六日あるいは嘉
祿の比つぼねに出家
九月四日卯位同母延久四年
十二月八日懐位同母同
月九日四ゝ
六月七日崩四十六

七十二代　諱貞明　法世院

白河院

母茂子公女　九条の比
嘉承元年同母延久四年十二月廿九
日四日卯位嘉祿の比出家
十月廿六日懐位

物仁

母同　祿の比つぼねに出家
嘉祿の比ごえ服

若宮

母藤原実親女　仮名の比
うまれ位

敦文

母中宮賢子　弘房公女　仮名の比
嘉保元年十二月誕生同年嘉
暦元年八月宣旨ありき
うまれ位　四歳

廿九日立后宣旨
二年十月八日うまれ位

七十三代　諱善仁

堀河院

母賢子　弘房の比　嘉承三年七月
九日降誕嘉祿の比出家
二月十六日卯位四十八

媞子

母同　弘房の比　嘉保元年四月廿
誕生同年嘉暦二年斎宮同年
郁芳門院と申す極嘉祿の
比出家

善子

母道子　俊房公女　しきの比
うまれ斎宮

師房

号一條右大臣
母源明子　女　俊房の比　寛弘元年
公卿に昇進　寛仁元年
摂政の時の比　寛治元年
正月十六日卯位四十八
右大臣　同年　寛弘元年
寛治元年　同年　辞院
寛治元年　同年　辞
右大臣　同年　内大臣
右大臣　寛治元年　二月
七日　右大臣　宣旨　同日薨
七十歳

女

初斎院　うまれ　村通公の妻

令子
母賢子后宮聖代にて斎院

禎子
母同　斎院准三后

女一宮
良子
母後三条院女御高倉の
宮にて斎宮根合の時准三后
同宮より行給ひ伊勢の斎宮にてまき
後三条院崩御の時は年中にて下給

女二宮
娟子
母同　斎院　女二宮同
宮に斎院より定給ふ根合の
宮まゐりてかり時おり給

女
母同　敦康親王の女
母同　堀河の宮の藤原の御ゆゑある
九十歳

嫥子
敦通公再室
玉の村菊にて斎宮入
入道一品の宮資子やしなひか
まゐらせしとかる

俊房
忠実公の女方は堀河の宮
おとうと

女
俊房の母は後に十一の宮の
後にて土御門中納言同宮左大将
村の上つ宮にて左大臣堀河の宮

具平親王
村の上の宮まゐりて給

正子内親王
母延子　故入道女根合の宮にて
斎院にて後の宮なれ給ふまつりて斎院

謀子内親王
母同　冷泉院の宮まゐりて誕生
根合の宮斎院八歳後の宮の
宮まゐり給

祐子内親王
母中宮嫄子敦康親王の女
冷泉院まゐりて誕生

冷泉院にまゐりて俊房公
の御方とおぼし

顕房
つくりて大納言同宮左大臣
根合の君は中納言の上つ宮にて
中納言にて左大将かけさせ給ひ堀
河の宮大納言同宮内大臣左大臣
同宮右大将同宮右大臣

仁覚
僧都　法性寺の座主
堀河の宮によりて

師忠
村の上つ宮にて権中納言
堀河の宮にて権中納言

女
通房公の室と
冷泉院にまゐりて給

母荘子女王代明親王女御とくの
具平六条中務の宮とも申す
初めの名は寛弘七年薨
七の宮と月宴の巻に見ゆ

永平
為純人
母芳子師尹公女月宴の巻
にくらしく思ひ給ふ親王也
なりけり

第九の宮
昭平
母在衡公女大とのゐ家の巻
にも入たりしを思ひて
侍りけり

女
根合の巻に師実公の室
女
母為光公女
堀河の巻に今北政所と見ゆ

賢子
白河院后 堀河院母后
母良輔女師実の上は顕房公の女にて師実
公の御方やしなひ給ひ同じく
白河院東宮の御時にまゐり給ふ
承保元年と申す由堀河の巻に
承保元年六月八日立后応徳の
応徳元年九月廿二日かくれ
させ給ふ 廿八歳

女一宮
母中宮安子月宴の巻にく
後生やかてうせ給ふ

女二宮
保子
母在衡公女いとよくの巻に
兼家公妻となる後中絶のよし
月宴の巻に見ゆ
女三宮

規子内親王
母徽子女王重明親王女月宴の
巻にみゆ
女四宮

盛子
母計子広幡女
女五宮
兼通公の室とかく家の
巻に見ゆ

女
公任の室
月宴の巻にて道兼公猶子
ひかりかゞやくの巻にて同じく
巻にまかりて夜のたまのかざり
ともみゆ

女
通信の室と
見えて家の巻に見ゆ

時通
母穆子さかくの巻に同じく
見ゆ

女
上東門院
に仕へて道長公をも通ひける
中納言の君といふ
その別記の巻のうちに見ゆ

宗子　女六人同妻
母莊子

獨子　女七人　同妻
母安子

資子内親王　女九人
母同母妻
のち入道二品

選子内親王　女十人
母同母妻

時叙
母穆子
かぶしてのち
のち方出家　三月九日薨　六十歳

時中
[illegible]

清改
初じのきみの少納言の
[illegible]

朝任
高平[illegible]
のちたかなり

[illegible]

[illegible]

○○敦実親王
宇多第八子

雅信
号土御門右大臣
母時子女　山の[illegible]
同妻右大臣[illegible]
左大臣同妻正暦四年七月九日薨　七十歳

寛朝
仁和寺の僧正
[illegible]

重信
[illegible]

女
[illegible]
疑のきたの[illegible]宣旨[illegible]
上東門院[illegible]

師良
[illegible]

扶義
中納言　初じのきみ　右中弁

[illegible]
中将　右中弁

雅通
母穆子　初じのきみ　[illegible]

右大臣同母兄の左大臣同
母兄法名○八月薨

道方
初めの名は弁殿の御子
母は右大臣藤原実房の
四女納言殿と称す源氏なり

女
隆房卿の妻となる北政所
母は右大臣

雅忠
母は実房の
弁院の尚侍

倫子
母穆子内侍北政所
初めの名は
上東門院の御母

女
雅兼の妻となる母は乳母
母は実房の中納言
実仁親王の乳母
寛仁元○十月卒

済信
内大臣の妻となる
実房に初めの御母

資通
文永の年の比左大弁

師賢
母は実房の
同母兄弟

政忠
同母兄弟

雅頼第一
○○高明親王

雅房
初めの名は宰相中将

信
実房の少納言殿
左大臣の妻となる
弁門の母
同母兄弟

女
宣旨 寛喜の比出家
母は実房

文永の年の比参議
実房の中納言
文○二月尼となる法名
母は実房の
文○六月十日より出家 九十歳

中君
道綱の母
母同

三君
数年親王の御方
母は実房

実基

母舟橋内侍の腹に生れ給ふ

後賢

母阿野公廉の女

資綱

弘基

女 堂上花山院家賀子

女 母実治公の女

中君 大納言実つぐ公の女

高松上 道長公再室

母高倉宮威明親王の女

倫子と称す 関白

道良

母実治公の女

隆國

母上の腹なる人の女

隆俊

三条院第二の皇子

小一條院

敦貞

敦昌

敦九

敦賢

女

隆綱

某

女

涼子

基子

行宗

李宗

基平

信宗

女

嘉子

斉子

藤氏

文德天皇御孫
太皇太后吹子
冷院左大臣勝を改名 月毒氏冬より起

○冬嗣

陽成院御孫
清和后皇太后高子
枇杷中納言勝を改名 月毒氏冬より

長良

朱雀村上二代御孫皇后穩子
左政大臣 諡昭宣公 月毒氏冬より
按察公嫡

基経

冷院左大臣勝を改名 月毒氏冬より

時平

母人康親王女 一男
延喜九○四月薨 九歌

枇杷左大臣

仲平 月毒氏冬より 二男
母同 天○八○十月薨 年二歌
法名信柳

兼平 月毒氏冬より 三男

法一位拾遺閑白を改名
次之右 諡貞信公 四男

忠平

八条右大将

保忠 月毒氏冬より

敦忠
月毒氏冬より中納言

たゆね

相信

女 天○九延喜○年月毒氏冬より
○の冬より朝光○の弟

スケ子

相如 ―― 女 冬より
ひとつね 月毒氏冬より
ひとつね 月毒氏冬より
おゆき お月と有業同母同月卒

文慶僧都 初じめの冬より
兄弟あるより同冬律師
冨小路右大臣

敦忠
月毒氏冬家係 二○四月薨
より四位右中将歌
年多女御

褒子 号京極御息所
実執の心方

女

母何年公より何月何日
死 大層三年何月何日歿
七十歳

祝部右
穏子　糸産村上の母右
歿 右大

一男　諡清恬公
実頼
母昭子右大臣従有公女月何日
の生 小野宮の左大臣同天治
泉院の門前 廉保四〇十二月
十二日 左大臣より始同天治
円融院の門前 授同天治
天〇四月十八日歿 七十一歳

二男
師輔　子孫奥書
母同月何日 生 従五位下藤原
の右大臣同生 天徳四〇四月
二日 歿 同四日歿 四十三歳

東　月何日 生 従五位下
[illegible]

師氏　四男
母同月何日 生 従五位下
同生 [illegible] 同生 大納言
同生 天禄元〇七月十四日
[illegible] 四十六歳

師尹　五男　子孫奥書有

女　敦実親王の妻方

[illegible]
右衛門督

元輔　元輔盛

心誉　出のかたより [illegible]
の僧都

枝公僧都　[illegible]

敦敏
母何年公女月何日 [illegible]

佐理

[illegible]
の生 寧 [illegible]

女　[illegible] 人の
の生 寧 [illegible]

女　[illegible]
[illegible]

女　[illegible] 人の
中宮 [illegible]
人 [illegible] 懐子 [illegible]

公任
母代明親王女 [illegible]
[illegible]
の生 [illegible]

母同月蔵氏さま小條右大臣
同さま永文傳同長右大臣
さま和二年十月廿九日薨年歳

二男　諡庭義公　号二條殿

頼忠

母同月蔵氏さまたち傳同
さま右大臣ひ山のさまたち
ま但し同さま円融院の四河見元
二年十月十日年四同さま天文
元年十月二日を故右大臣海
ひのさま永祚二年六月廿六日
薨六十六

三男

斉敏

の中さま寄れも一飛のさまた来
門番細もの中に條大納言多の
年氏さま摂蔵大納言衣の陰乃
さま万寿三年四月廿七日薨

円融院后

遵子

母同月蔵氏さま入内ひ山の
さまくらえ四三月十日立
后世の人とて〳〵の后とて同
さま中系の天と中ま極さの村菊
乃さまくさを后天同さま定
仁元年四月廿日さま

ひ山院女御

諟子

ひ山のさま中納言さま

村上帝

述子

母同月蔵氏さま右兵衛督
同さまくらえ

号はゝ小野宮右大臣

実資

月蔵氏さま実執政
中内大臣さまくらえ傳
同さま寄れ入さまね号のさま
中納言初もの中右大将いえ
うけのさま摂政文納言さま
宮氏さま右大臣氏れ紀さま
右将を捧しまゝ張今のさま

女

母同
さま信氏山の方

定頼

母昭平親王女四のりさのさま右
大弁兵今のさま中系中納言同
さま大納言

登任（より）

母氏さま宮
りさのさま氏さま中
さまれさま右大弁

兼人

女

教通公の北方は伊氏さま方
さま天四月廿日さま右大臣

永禄元年四月十八日薨
八十八歳

資教 ― 女 邦門の妻
奇妙丸
女 亜相公室
母は三条公の女

高遠 太宰大弐

懐平 母同初代の妻
兄弟五人の母中納言
親房卿の室 [illegible]

中君 母定輔卿の母 [illegible]
[illegible]
[illegible]
三年三月[illegible]

雅季 [illegible]
[illegible]

経家 [illegible]
[illegible]

女 信長公妻 通中絶 [illegible]
[illegible]

女 同人再室親房卿
[illegible]

親通 母保定卿の女
右兵衛督[illegible]
[illegible]
[illegible]

資平 母同[illegible]
[illegible]

親任 母伝理女房
奇信卿[illegible]
[illegible]

女 [illegible]
[illegible]

女 [illegible]
[illegible]

資房 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

資仲 [illegible]
[illegible]

親実 [illegible]
[illegible]

貞信公二男

○○師輔

伊尹

謚 恵德公　号一條殿

[illegible]
右大臣同じく円融院の御代に天
禄元年四月十四日薨ぜられ
の年より改元同年三月
三年十月朔日薨　四十九歳

義懐

母同じ山の尼より中納言
同年寛和二年六月十二日

挙賢　若少将

母代明親王女　山の尼より延元
九月十四日[illegible]
若少将　十二歳

義孝

母同じく同日[illegible]

行成

母保光卿女　[illegible]
[illegible]初めの[illegible]中納言[illegible]
の[illegible]中納言[illegible]
[illegible]年十二月[illegible]
[illegible]十六歳

[illegible]山院より[illegible]
[illegible]て[illegible]
入道中納言[illegible]

冷泉院御門　山院の御母

懐子　[illegible]

母同月[illegible]寛和元年
二月朔日入内

女　[illegible]
女　[illegible]
女　[illegible]
[illegible]

[illegible]

実頼　女　[illegible]
[illegible]
[illegible]

良頼　[illegible]
[illegible]

行頼　[illegible]
[illegible]

信頼　[illegible]
女　[illegible]
[illegible]

成房
母[illegible]家氏恭女なり
女 定純の室

延圓
もと比叡の恭信室の僧
飛鳥井同じく法印
の内薬師堂にあづかる
之本

文恵
阿闍梨

兼通
諡忠義公 号堀河殿
母伊尹公女[illegible]同家氏
[illegible]中納言左大臣同年

女
随心院の室中務卿宗延

女
[illegible]のむすめ[illegible]
室三のむすめ[illegible]同年法
安元年三月[illegible]十八歳

伊房
[illegible]のうつくしの[illegible]右大弁

顕光
比叡山の恭[illegible]権中納言
守通[illegible]の[illegible]右大臣
菊の参[illegible]堀河左大臣
宗氏恭法安元年五月[illegible]
薨 七十八歳 悪霊[illegible]

文内は比叡山の宮内大臣同参
円融院の御時天延三年摂政
同年天延元年関白同二年
太政大臣同参貞元二年十一月
円融院之后同八月薨 五十三歳

法興院大入道殿
兼家
子孫興[illegible]
母同[illegible]家氏[illegible]
同年中納言比叡山の宮東三條
の大納言右大臣同年[illegible]
摂政の時貞元二年十月十日
大納言[illegible]
[illegible]兄[illegible]不和[illegible]
同年[illegible]

[illegible]

遠家 おもな
母村上女[illegible]家
の[illegible]なり

一条院女御
元子
母同[illegible]家氏[illegible]入内
義[illegible]同年[illegible]
水[illegible]のせ
[illegible]定[illegible]世
[illegible]

延子
小一條院女御

文年十月二日右大臣[illegible]
[illegible]の妻[illegible]寛仁二〇[illegible]
廿三日一條院御[illegible]信同日[illegible]
[illegible]右同[illegible]永祚二〇[illegible]
同[illegible]正暦元〇[illegible]日[illegible]
[illegible]同八日[illegible]
[illegible]同[illegible]七月二日薨六十二歳
入道[illegible]

深覚 [illegible]の[illegible]妻[illegible]本懐の侍[illegible]

遠慶 ― 女 [illegible]の[illegible]
[illegible]
小[illegible]信[illegible]
一條院の[illegible]女[illegible]
子孔乳母

[illegible]の[illegible]妻[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]妻[illegible]
[illegible]

朝光 [illegible]
母有明親王女[illegible]山の妻[illegible]
[illegible]妻[illegible]同妻[illegible]
[illegible]
[illegible]妻[illegible]
[illegible]妻[illegible]
[illegible]

円融院后

煌子 ― 月[illegible]妻[illegible]入内[illegible]山の妻[illegible]
母同 延[illegible]年七月朝日立后同
妻[illegible]年六月二日[illegible]

朝経
母敦忠女[illegible]妻[illegible]

少納言 [illegible]

高定
月[illegible]
[illegible]

女 [illegible]
母敦敏女 [illegible]

遠重
[illegible]

女 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
道信[illegible]

登朝 右馬頭 [illegible]山の妻[illegible]
姚子 [illegible]山院の女[illegible]花山の妻[illegible]
母重明親王女

基房 ― 女 布[illegible]の妻実仁親王の乳母
[illegible]の[illegible]妻常陸前司

正光
[illegible]の妻[illegible]

女
母[illegible]明公女
[illegible]の[illegible]妻[illegible]信[illegible]の室同妻[illegible]

誠信 [illegible]
母敦敏女[illegible]
[illegible]

村上后 冷泉円融 母后

安子

月豪氏冬弘徽殿の女御同き
天徳二年七月廿七日立后同
き応和四年四月廿九日に
うせさせ給ふ

登子

月豪氏き式部卿重明親王の
宮同き式部卿にてのち
村上の御門に参りて尚侍
になさる

女

三の君
月豪氏きまさ頼忠公の北方
修理大夫の母

繁子

中納言兼家卿のむすめ
藤三位と有同き元慶
の北方

女

六の君 高明公再室

母同上

懐子

月豪の君まで冷泉院坊に
おはしける時まゐり給ひ女御に
まゐり
義信公の北方花山院の母

為光

九男
ナリ
諡恒徳公

母雅信親王女月豪氏きまさく
三条院のおほきさきの女御と有

斉信

母敦敏女大納言兼家卿女
中納言初めの宮中納言大夫同きて
右近衛中将のちの大納言
左衛門督のち按察使大納言上
のきさいの宮大夫のちに八年
三月卒

女

花山院の女御のちの宰相さま
待賢門院と申しうせ給ふ
花山院の末子寿二年八月九
九日にうせ給ふ

道信

母伊尹公女中納言参議の妻
左近中将

尋覚

同き左兵衛督申す
母の宰相きまさく法住寺
の修理の権僧正

良光

法性寺の座主

公信

母道信とおなじく大納言宰相
まさ中納言のちの内蔵頭
中納言の宰相左兵衛督
権中納言の宰相兵部卿同き
按察使の右衛門督のちは
万寿三年五月廿九日卒 五十歳

女

母誠信とおなじ
義懐卿の室

む山の殿二条氏大納言殿
の妻右大臣大炊御門殿
一條院の北方時房卿同妻正暦二年
を改元同年六月十六日薨
号法住寺殿　　享年六十歳

十男　　諱仁義公

公秀子

母従五位下藤原朝臣
妻右大臣大炊御門殿
大炊御門殿の妻
かくて後つぐの妻たる
の妻宗院内大臣の
妻寛仁元年三月四日右大臣

惟子　　むし山院の女院弘徽殿
母同むし山の妻
うせ給ひ

女　　三の君
母同妻　　大炊御門殿の妻
うん命の上人の妻　伊周公の妻

女　　四の君
むし山院うせ給ひ
の妻

女　　五の君
うせ給ひ妻
惟中宮　研子

寛廉

寛成

母右馬頭従五位下源朝臣
中宮権亮同妻
おとゝ弱冠二人の妻宗院右大臣
寛仁元年六月十日薨
中納言同妻　大武

公成

ゆゑ
妻

母従五位下藤原朝臣
妻右大臣大炊御門殿
の妻宗院内大臣
寛仁元年三月四日右大臣
二月十日薨　七十三歳

母従五位下源朝臣
中宮権亮同妻
おとゝ弱冠二人の妻宗院右大臣
寛仁元年六月十日薨
中納言同妻　大武

公成

ゆゑ
妻

母従五位下藤原朝臣
妻右大臣大炊御門殿
の妻宗院内大臣
寛仁元年三月四日右大臣

母従五位下藤原朝臣
妻右大臣大炊御門殿
の妻宗院内大臣
寛仁元年三月四日右大臣

保家　　公基　　俗名藤原
ゑのまつけ

女　　夜の殿の妻　寿信仁親王
妻

寛秀子　　公実　　弟八の妻
妻　　中納言
弟八の中納言同妻
弟八の妻藤原

教仁　　あさ
母小野内侍

貞信公五男

○師尹

一条院女院弘徽殿

義子

定時——実方

月蔭流人

筑紫中将

清時

母右尼定方公女月蔭流人

ゐく侍所弟兄同母

小一条の宰相山の寒中納言

同母右大将朝光卿

一条院后小一条院の御母

城子

母同上 ゐく宣耀殿女院 日陰の寒

長和元○四月十八日立后 寛仁元

年月廿三日崩御

女

母右尼定方公女月蔭流人

中の君 敦道親王の御方

はな散別初めの寒に逝

女

母五信公女 実方に仕

道綱

ゐく侍所 兄弟

宰相 ゐく侍所 日陰の

寒大納言同母 兄弟

[illegible]

[illegible]

女

新通女の御方中宮の御

紫式部

紫式部の御方中宮の御

はな宣耀殿の女院 母右尼の

けらの寒にてうせる

女

初めの寒にて女御 後に

ゐく紫式部の兄

紫式部の兄弟 乃寒にて

うせる

訳資

初めて人の寒にて宮院の

筑紫中将

如源

りの寒 三昧の僧都

同寒にうせる

通任

母紫式部 ゐく四条大

納言 兄弟 後に左京大夫

月の寒 大弐に成 廿月

七日にうせる 六十七歳

相任

母延文に仕 月蔭流人

兄弟 ゐく宣耀

のらるまゐる

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

村上女[illegible]
芳子　[illegible]
同寒[illegible]

師輔公三男
○兼家

号中関白
道隆
[illegible]
[illegible]

東宮傅号傅殿　[illegible]
[illegible]

兼経　小寧相
母[illegible]信公女　産早卒

道命　伊[illegible]

道頼
母山井[illegible]
同寒[illegible]
山井[illegible]
[illegible]

女
[illegible]

女
[illegible]

[illegible]
同[illegible]
[illegible]
同[illegible]
[illegible]
[illegible]
同寒[illegible]
[illegible]
[illegible]
同寒[illegible]
[illegible]
[illegible]

定弘二年治承元年同七月廿四日ゟ出雲国ゟ帰京 九歳

隆圓

母同所ゟ出雲国ゟ帰京 伊勢守ゟ為義ゟ信濃の村上

ゟ出雲国ゟ帰京 和二年四月家

隆家

母同所ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ信濃国ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ伊周公同所ゟ

出雲国ゟ遷同国ゟ帰京 初出の

ゟ信濃国ゟ帰京 同国ゟ信濃国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

女 基平の妻方

良朝 母の方ゟ出雲の国

基 母の方ゟ出雲の国

良教

母ゟ出雲の国ゟ為人の母方ゟ合の国ゟ

ゟ出雲国ゟ為人の母方ゟ合の国ゟ

隆相

母兼資入道ゟ出雲の国ゟ信濃の国ゟ帰京 ゟ為人の母方ゟ合の国ゟ

信濃国ゟ帰京 同国ゟ信濃国ゟ帰京 ゟ為人の母方ゟ合の国ゟ

母の国ゟ和四月ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

定弘 ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

寛仁元年ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

朝日 初出の国ゟ帰京

頼親 母為久 初出の国ゟ帰京

周教 初出の国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

周家

女 ゟ出雲国ゟ帰京

師家 ゟ出雲国ゟ帰京

師基 ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

一条院后 敦康親王母

定子

母伊周公ゟ行幸 ゟ出雲国ゟ帰京

ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京 同国ゟ帰京

同国ゟ出雲ゟ六月朝日ゟ出雲

女 ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

一男

某 ゟ出雲国ゟ帰京 ゟ出雲国ゟ帰京

[illegible]

三条院御

女　中務君

母同[illegible]

[illegible]

清少納言ハ[illegible]

女　三の君

母同[illegible]

同[illegible]

兼隆

母[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

母紙子 [illegible] 女房の母
少将同き中納言同き中納言
[illegible]
左大将同き [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

[illegible]

女 [illegible]

号宇治関白

頼通

初めの名 [illegible]

少将同名 三位中将同名 [illegible]

同名 [illegible]

大納言 [illegible]

名 [illegible]

[illegible]

月日内裏 同月 [illegible]

[illegible]

[illegible]

兼教

母伊周公女 [illegible]

[illegible]

中将

俊家

母[illegible]

[illegible]

[illegible]

と浮一位同さ位暦文の二月
二日薨 七十二歳

号大二条殿中

教通

母倫通公の行年一初めの名は少納
言さ侍中右大臣の名は摂
政の対象はさもいい一の名
あるかりの名は公の疑の名は納
言りの長はさ内大臣近衛
右大臣同さ左大臣他の名は
後法成寺の時宰相中将の名
兼保二年九月十四日薨 八十歳

実信

母倫通公の行年一長信の名

基長

他の名は冬平四位の名
弟門の名は六条上東門院乗
後堀河天皇

女

弟門の名は中納言同冬義保
四年八月朔日あうかさうえ
大姫君 小一条院の妻 九歳

女

母伊同公女名は孝子院の
子

母同公の名は冬信卿
六条徒院乗
中納言の名は右
兵衛督

昭子

他の名は冬信卿
実義母同さ寿殿の名
いとのらうは北政所

実信

母倫通公の行年一長信の名

実和二年三月後門の名は冬信
十九歳 長月の名は冬信卿
かりの名は公は若さて万寿中
月十四日 薨 十三歳

純信

母同中納言二位中将の
名は中納言同さ
侍従 従の名は高倉
中将 右大将 かりの名は
康平八年二月九日卒 七十一歳

純長

母伊同公女四位の名は
中将の名は従三位

信家

母公伊同公女今の名は信
弟房公中将の名は
中納言 従三位の名は
今の名は山井大納言

信基

母同 今の名は信
名は冬信卿

信長

母同 今の名は信同さ
のかりの名は冬信同
弟門の名は
内大臣 従三位

教家

他の名は冬平
母小少将 の名は公弟門の冬平 殺

教定

今の名は冬信卿
同さ 内大臣 従三位

中納言[illegible]の[illegible]
[illegible]門の[illegible]同[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]

基忠　[illegible]の[illegible]
白川院女院宣旨[illegible]

道子
母[illegible]門の[illegible]
[illegible]
[illegible]

長家
母[illegible]
[illegible]
[illegible]

生子　[illegible]
母[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

観子
母[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

女
[illegible]
[illegible]

民[illegible]同[illegible]中[illegible]
[illegible]
一条院后　[illegible]

彰子　号上東門院　東北院[illegible]
母倫子[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三条院后　号枇杷后

妍子

母同上　[illegible]

○在衡

月あれて病悩大納言同じてこれ
文年四月左大臣より任す同月
七日ようやく七歳

正妃　後年親王の母

月あれて病悩の日ふと宇佐

○延光

月あれて義人たちを中納言同じ
枇杷大納言

女　海時行の室月あれてこれ
母源宗行女

[illegible]

位一条院后

威子

母同初めの年[illegible]
[illegible]寛仁二年二月八日同年月
十六日立后[illegible]八御一の[illegible]

九年九月廿日[illegible]　菅根一男　為[illegible]
六日[illegible]　[illegible]歳

嬉子

母同初めの[illegible]
の[illegible]あり二月[illegible]
[illegible]時[illegible]
尚侍[illegible]
月廿日[illegible]

○九方

月あれて大納言[illegible]
[illegible]同[illegible]
[illegible]と同じ[illegible]

女　後年親王の母
月あれて[illegible]

○兼澄

[illegible]
[illegible]

女

母[illegible]
[illegible]一条院[illegible]
[illegible]月[illegible]
八日[illegible]

女　[illegible]乳母
陽明門院の女房[illegible]

女

師房公北方

母北方 藤原氏 [illegible] 長和 ○為政 [illegible] 傳 [illegible]

四月[illegible]日 [illegible] 八十歲 [illegible]

博士内蔵権頭

四麻呂末孫

○[illegible]通

有國

[illegible]

[illegible]

成忠

[illegible]

[illegible]

明[illegible]

[illegible]

道[illegible]

信[illegible]

清昭

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○赤染衛門

上東門院官女或雅為司及女房平兼盛女又赤染時用女時用
依歴右衛門志尉女号赤染衛門

匡房

おのこうえもそたちはかりの
おもかな

いとなつかしきものなれはいとあはれなるものなりけり
伊勢源氏とせ人のもてあつかひけるものなりけり
家むすめ清少納言は右近のつかさにまいりけるを
これをしたしく
思ひきこえけるとかや
こそ
めりしかとも
ものしたりけるとかや
紫式部